

# ◎ 会員の皆様へ ◎

北海道猟友会は、11月20日に恵庭市の国有林で会員の誤射によって亡くなられた菅田健太郎殿、そして御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表するとともに、狩猟を自粛することといたしました。

また、安全狩猟のための基本事項を再確認して研鑽を積み、狩猟者の信頼回復と再発防止に努めます。

## 狩猟の自粛

有害鳥獣捕獲事業等を除き、銃猟による狩猟を自粛します。

### 1 道内の全ての地域において、銃猟による全ての狩猟を自粛

- ・ 本日から平成30年12月31日まで（指導確認期間）

### 2 国有林野において、銃猟による全ての狩猟を自粛

- ・ 本日から当分の間  
（最長は狩猟終期の平成31年3月31日を想定）  
ただし、地域の実態に応じて自粛期間を変更することがあります。

# 安全狩猟の必須事項

## 1 矢先の確認

猟場の地形、跳弾の可能性、人畜等の有無、道路及び家屋の状況などを確認してから発砲する。

## 2 獲物の確認

猟場で動くものは「全て人間である」と考えることを基本とし、その後獲物であることを目視して確認する。

不確かなものや確認できないものには、絶対に発砲しない。

## 3 脱包の確認

銃を手にした際、又は銃を手放す際は、装填の有無を確認するとともに、猟場であってもこまめに脱包する。

## 4 悪天候や日没間際など、獲物を確認しづらい状況では、狩猟を行わない。

## 5 大日本猟友会配付の帽子及びベストを着用し、自己防衛と狩猟者や第三者への周知を図る。

## 6 狩猟は複数人で出猟し、猟場では互いに安全確認を補完する行動を取る。